

平成30年度 『第3回「山の日」記念全国大会』
機運醸成支援事業補助金 募集要項



【問い合わせ先】

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

住所：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7200 / ファクシミリ 0857-26-7561

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/274425.htm>

電子メール :midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

平成30年度『第3回「山の日」記念全国大会機運醸成支援事業補助金 募集要項

1 補助金の概要

名称	事業実施主体	補助率	補助限度額
『第3回「山の日」記念全国大会 機運醸成支援事業補助金	市町村	1 / 2	10万円
	県内に拠点をおく団体	10 / 10	20万円

※予算の範囲内で随時受け付けます。

2 補助対象事業

第3回「山の日」記念全国大会の開催を機に、これまでの活動を拡充し、大会の機運醸成等の取組を支援します。

ただし、次の補助事業及び事業実施主体は対象外となる場合もありますので、事前に当課までご相談ください。

- ・ 宗教的又は政治的意図を有する事業等
- ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等
- ・ 実体のない団体等
- ・ 補助対象経費に、鳥取県、市町村から他の助成金等の交付を受けている事業

(1) 事業実施期間

交付決定日から平成31年3月31日までの間

(2) 補助対象経費

前年度事業からの拡充部分に係る経費のうち、県が補助事業を実施するために必要と認める経費が対象となります。

※**実際に支出した経費で、領収書等証ひょう書類のあるものが対象**となります。

【対象外経費】

- ・ 団体の運営に係る経常的な経費
- ・ 団体構成員に対する個人給付的な経費(事業に主要な役割を果たす者を除く)
- ・ 食糧費(事業実施に必要な不可欠なもので県が認める場合は除く)
- ・ 備品購入費(事業を展開するために必要な1件の金額が5万円以上の物品購入)
- ・ その他、交付対象として不適当と認められる経費は対象としません。

【参考】補助対象経費の例

項目	内容	
報償費	講師、アドバイザー等の謝金等	
旅費	講師、アドバイザー等の旅費等	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費等
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の冷暖房用燃料費等
	印刷製本費	チラシ等の作成費等
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等(領収書上区分が困難なものは対象外)
役務費	通信運搬費	郵送料・輸送料等(電話代は対象事業の経費として区別困難なため対象外)
	広告料	広告宣伝費等
	手数料	振込手数料等
	保険料	ボランティア保険料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費等	
賃金	アルバイト経費等	
使用料及び賃借料	会場使用料及び付帯設備費、借上自動車代、著作権使用料等	

(2) 補助事業に伴う収入の取り扱い

基本的な考え方は、

- 入場料や製品開発に係る商品売り上げなど、
事業実施に伴う収入は、補助対象経費から控除することになります。

【収入控除】

補助事業に要する経費（補助対象経費）の額から、本補助金以外の当該対象事業に伴う収入の額を控除した額と補助限度額（20万円）のいずれか低い額となります。

<例>団体の場合

※ 下記事例の場合、補助金上限額20万ではなく、
次の計算により補助金は15万となりますのでご注意ください、

①補助対象経費25万－②収入10万＝③補助金額 15万



3 申請方法

- 3月下旬にとりネット「緑豊かな自然課」のホームページに申請様式等を掲載。
ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/274425.htm>
- ホームページから申請用紙をダウンロードの上、申請をお願いします。（郵送又は持参）
- 申請事業に係る参考資料等がある場合は、申請書に添付してください。
- 予算の範囲内で随時受け付けます。（概ね5団体程度を予定）
- 原則、事業着手の20日前までに申請をお願いします。
- 申請受付後、審査の上、交付決定します。
交付決定日以前に着手したものは補助対象となりませんのでご注意ください。

4 問い合わせ先

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

住所：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7200 /ファクシミリ 0857-26-7561 /電子メール midori-shizen@pref.tottori.lg.jp